告示

○経済産業省告示第三百四十三号

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の二第一項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十二号（輸出貿易管理規則第一条の二第一項に規定する人出力装置に係る基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

第一号中「経済産業大臣」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に、「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

第三号中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

○経済産業省告示第三百四十四号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十三号（輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する人出力装置に係る基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

第一号中「経済産業大臣」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に、「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

第三号中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

○経済産業省告示第三百四十五号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の二第一項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十四号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の二第一項に規定する人出力装置に係る基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

第一号中「経済産業大臣」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に、「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

第三号中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

○経済産業省告示第三百四十六号

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第四条の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第八百十号（輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

第二号の3中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

○経済産業省告示第三百四十七号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第四条の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第八百十一号（輸入貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

第二号の1の(3)中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

○環境省告示第八十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条に基づき、環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十二年二月一日から適用する。

平成二十一年十二月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　目的（法第１条関係）
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　このガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
　２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
　３　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
　４　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
　５　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得（法第17条関係）
　２　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
　３　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
　４　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
　２　安全管理措置（法第20条関係）
　３　従業者の監督（法第21条関係）
　４　委託先の監督（法第22条関係）
第７　個人データの第三者への提供に関する義務
　１　第三者への提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
　２　第三者への提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
　３　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）
　４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
　２　保有個人データの開示（法第25条関係）
　３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
　４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
　５　理由の説明（法第28条関係）
　６　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
　７　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　目的（法第１条関係）

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、環境省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により環境大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「環境省所管事業分野」という。）における事業者等（以下「環境省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、環境省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない。」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である環境省関係事業者が従わない場合には、環境大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない環境省関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、環境省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。